

短期小口貸付規程

- 第 1 条(総則) 組合員に対する短期小口貸付は、この規程の定めるところに従って行う。
- 第 2 条(貸付限度枠) 貸付金の最高限度額は、50 万円とする。
- 第 3 条(返済期限) 貸付金の返済期限は 6 ヶ月以内とする。ただし、最長 3 ヶ月を限度として、1 回に限り、期限の伸長をすることができる。
- 第 4 条(追加貸付) 50 万円未満の貸付を受けた場合に、当初の返済期限までに返済することを条件として、50 万円を限度に追加貸付を受けることができる。
2. 50 万円を借りた場合で返済期限までに一部返済した場合も同様とする。
- 第 5 条(利息・遅延損害金) 利息は、年 1%(ただし、1 年を 365 日の日割り計算とする。以下同じ)とする。
2. 第 3 条ただし書により、期限を伸長したときは、伸長期限についての利息は年 1%とする。
3. 遅延損害金は年 5%とする。
- 第 6 条(利息および遅延損害金の支払等) 利息は全額を後払いとし、返済期日に元金と共に支払う。
- 第 7 条(担保・保証) 貸付は無担保・無保証とする。
- 第 8 条(分割弁済の合意) 組合員は貸付を受けるにあたり、一括返済に代えて、分割返済の申し出をすることができる。
2. この場合においては、分割返済条件につき貸付委員会と協議して定める。
- 第 9 条(貸付を受けられない場合) 組合員は、次の場合には、貸付を受けることができない。
- (イ) 貸付金および利息・遅延損害金の完済がなされていないとき。
- (ロ) 貸付金および利息・遅延損害金の完済後 1 ヶ月間。ただし、貸付委員会が可とするときは、この限りではない。
- (ハ) 弁護士会費・保険料・謄写費用・書籍代・物品購入代等の口座引き落としが不能であるとき。
- (ニ) その他、貸付委員会が貸付を不相当と判断したとき。
- 第 10 条(貸付引当資金) 組合員の貸付引当資金は 2,000 万円とし、貸付総額が 2,000 万円を超えるときは、貸付をすることができない。
- 第 11 条(貸付手続) 貸付を希望する組合員は、申込用紙に定められた事項を記載し、申込手数料 1,000 円を添え、理事長宛に貸付の申し込みをする。
2. 前項の申込用紙に組合員の自署名の存しない場合には、組合員の市町村発行の印鑑証明書を添付し、実印を押印して申し込まなければならない。
3. 理事長は、前項の申し込みがあったとき、すみやかに貸付委員会の議を経て貸付の可否を決定する。
4. 前項の貸付委員会の議にあたっては、本規程に定めるもののほか融資幹旋規程第 5 条の趣旨に沿うものとする。
5. 第 3 項により、貸付が可とされた場合には、組合員は組合との間において、別途、金銭消費貸借契約を締結しなければならない。

第 12 条(期限の伸長) 貸付を受けた組合員が、第 3 条ただし書に基づき、期限の伸長を希望するときは、返済期限についてのみ所定の手続に従い、理事長宛に期限の伸長を求めることができる。

2. 前項により期限の伸長を求める場合には、当初の返済期限までの利息を支払わなければならない。

第 13 条(期限の利益の喪失) 貸付を受けた組合員が貸付金を完済するまでに組合員の資格を喪失したとき、又は、第 8 条 2 項の分割返済条件の定めに違反したときには、期限の利益を失う。

第 14 条(貸付期限、利息・損害金の特則) 新規弁護士登録から 1 年以内の組合員(ただし、裁判官・検察官の職にあったものはその期間を含んで 1 年以内とする。以下「新規登録組合員」という。そのうち、独立して事務所を開設した組合員を「早期独立組合員」という)は、第 3 条ないし第 5 条の定めにかかわらず、以下の定めによる貸付を受けることができる。

- ① 新規登録組合員は、50 万円を限度に、同金額に達するまで複数回にわたる貸付を受けることができる。
- ② 前項の場合、返済期限は、各貸付日から 1 年以内とする。
- ③ 利息は、無利息とする。
- ④ 返済期限を途過した場合の遅延損害金は、年 5%とする。
- ⑤ 早期独立組合員は第 1 項の限度額を 100 万円とする。

第 15 条(貸付引当資金) 前条の新規登録組合員に対する貸付引当資金は、第 9 条の貸付引当資金 2,000 万円の内 500 万円をこれに充てる。

第 16 条(貸付限度枠の特例) 組合員からの申し出があり、貸付委員会における審査により、相当と認める場合に限り、貸付限度枠を第 2 条および第 14 条①の場合には 100 万円に、第 14 条⑤の場合には 150 万円に、増額することができる。

2. 前項の場合においては、第 4 条の「50 万円」を「100 万円」に読み替えるものとする。

〈改正の経緯〉

- | | |
|-----------------------|--|
| 1.昭和 60 年 1 1 月 1 1 日 | 第 2 条を改正 |
| 2.昭和 61 年 3 月 3 日 | 第 10 条 2 項追加 |
| 3.昭和 62 年 月 日 | 第 4 条 1・2 項追加 |
| 4.平成 9 年 1 2 月 1 9 日 | 第 5 条 1・2・3 項を改正 |
| 5.平成 23 年 1 2 月 2 0 日 | 第 9 条を改正
第 13 条、第 14 条追加 |
| 6.平成 27 年 4 月 1 日 | 第 2 条、第 4 条 1・2 項、第 5 条 1・2・3 項、
第 8 条(ハ)(ニ)、第 9 条、第 11 条 1 項、第 13 条①・④・⑤、第 14 条を改正
第 8 条、第 10 条 5 項、第 16 条追加(これに従い、
旧第 8 条以下、条数繰り下げ) |